部長及び参事官　　免許発第２０４号
殿　　令和６年12月３日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

道路交通法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達乙）

見出しの件について、「道路交通法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和６年11月１日警察庁丙運発第24号、丙交企発第100号、丙規発第26号、丙交指発第23号）が警察庁から通達され、今回施行されるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する関連規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、関連規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

。

原議保存期間	20年（令和27年３月31日まで）
有効期間	一種

警察庁丙運発第24号、丙交企発第100号
丙規発第26号、丙交指発第23号
令和６年11月１日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について
（通達）

令和４年４月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号。以下「改正法」という。）のうち、同法附則第１条第４号に掲げるマイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）と運転免許証の一体化に関する改正規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和６年政令第334号）により、令和７年３月24日から施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和６年国家公安委員会規則第16号）が令和６年11月１日に公布され、令和７年３月24日から施行されるとともに、交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和６年国家公安委員会告示第47号）も令和６年11月１日に公布され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する改正規定は令和７年３月24日から施行されることとなった。

今回施行されるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する関連規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、関連規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

（ 凡 例 ）

「 改 正 法 」：道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）
「 旧 法 」：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「 法 」：改正法による改正後の道路交通法
「 改 正 令 」：道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第335号）
「 令 」：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「 府 令 」：道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第97号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「改正規則」：道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和６年国家公安委員会規則第16号）
「講習規則」：改正規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）
「改正告示」：交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和６年国家公安委員会告示第47号）
「 戸 籍 法 」：戸籍法（昭和22年法律第224号）
「公的個人認証法」：電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）
「番号利用法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「 免 許 」：運転免許
「 仮 免 許 」：仮運転免許
「 免 許 証 」：運転免許証
「併記免許」：現に受けている免許の種類と異なる種類の免許
「ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ」：番号利用法第２条第７項に規定する個人番号カード
「ﾏｲﾅﾎﾟｰﾀﾙ」：番号利用法附則第６条第３項に規定する情報提供等記録開示システム
「マイナ免許証」：法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カード
「ﾏｲﾅ経歴証明書」：府令第30条の８第３項第１号に規定する運転経歴情報記録個人番号カード
「公安委員会」：都道府県公安委員会
「住所地公安委員会」：住所地を管轄する公安委員会
「経由地公安委員会」：法第101条の２の２第１項に規定する経由地公安委員会
「経由地書換申出」：法第101条の２の２第３項の規定による申出

第１　趣旨

１　マイナンバーカードと免許証の一体化

近年のデジタル技術の進展に伴い、政府を挙げてデジタル社会の実現に向けた取組が進められているところ、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年12月24日閣議決定）において、「令和６年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始」することとされた。この点、免許証と同等の効力を有するものとして、運転免許に関する電磁的記録をマイナンバーカードに記録するという制度を実現することにより、

○　物理的な免許証の作成事務の減少による

・　経由地公安委員会における更新手続の迅速化

・　相応の行政コストの削減効果を踏まえた更新手数料等の減額

○　マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用による住所変更ワンストップサービス等、本籍のオンライン変更の実現

といった効果が見込まれる。

また、更新時講習については、令和４年２月から、マイナンバーカードを保有する優良運転者を対象として、北海道、千葉県、京都府及び山口県の４道府県においてオンラインによる更新時講習のモデル事業が開始され、令和５年10月からはその対象をマイナンバーカードを保有する一般運転者に拡大して現在まで継続実施しているところ、マイナンバーカードと免許証の一体化の開始に併せて全国展開することとされた。オンラインによる更新時講習を実現することにより、自宅などで更新しようとする者の自由なタイミングで更新時講習を受講できるようになるほか、講習の実施に関して講習指導員による対面講習が不要となり、更新業務の合理化がなされるといった効果が見込まれる。

このように、免許証とマイナンバーカードの一体化及びオンラインによる更新時講習の導入は、運転免許保有者の利便性の向上に資するとともに、警察業務の効率化につながるものであることから、こうした一体化に係る制度等を新設するために、特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定を整備することとしたものである。

２　運転免許等の手数料の標準の見直し

「地方分権推進計画」（平成10年５月閣議決定）においては、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として３年ごとにその金額について見直すこととする。」とされている。

運転免許等に関する手数料については、その標準額が政令において規定されているところ、今般、前回の改定（平成30年４月）から６年が経過することを踏まえ、その金額について、所要の見直しを行うこととしたものである。

第２　内容

１　特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定の整備

(1)　特定免許情報の記録について

ア　記録の申請

免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及びマイナ免許証のいずれをも有しないものは、いつでも、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができることとした（法第95条の２第１項）。

イ　申請書及び提示書類

上記特定免許情報の記録の申請は、新設する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の２）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナンバーカード（免許証を有する者にあっては、マイナンバーカード及びその者が現に受けている免許に係る免許証）を提示させることとした（府令第21条の２第１項、第２項及び第３項）。

ウ　特定免許情報の記録時の免許証の返納及び交付

(ｱ)　特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の返納

特定免許情報の記録を受ける際に、(2)に記載の免許証の返納をしようとする者は、運転免許証返納届（府令別記様式第17の３）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の２第４項）。

(ｲ)　特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の交付

特定免許情報の記録を受ける際に、(7)に記載の免許証の交付を受けようとする者は、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の５）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証の交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の２第５項）。

エ　特定免許情報である事項

特定免許情報は、

○　免許情報記録の番号

○　免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

○　免許の種類

○　法第93条第２項に規定する条件に係る事項

○　法第93条第３項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。）に記載され、又は表示される事項であって内閣府令で定めるもの

とした。

このうち、内閣府令で定めるものについては、免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項とした（法第95条の２第２項及び府令第21条の３）。

オ　特定免許情報の記録

(ｱ)　記録の態様

特定免許情報の記録の申請を受けた公安委員会は、法第95条の２第３項各号に掲げる記録できない事由に該当する場合を除き、特定免許情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的記録により記録することとし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとすることとした（法第95条の２第３項柱書及び府令第21条の４第１項）。

(ｲ)　記録できない事由

免許の効力が停止されている者については、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととした。また、その他にも内閣府令で定める事情があるときは、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととし、内閣府令で定める事情については、

○　その者のマイナンバーカードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失っていること

○　当該マイナンバーカードの区分部分における空き領域が不足していること

○　当該マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること

○　その他公安委員会が認める事情があること

とした（法第95条の２第３項及び府令第21条の４第２項）。

(2)　免許証の返納について

ア　免許証の返納

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該免許証を住所地公安委員会に返納することができることとした（法第95条の２第４項）。

イ　届出書及び提示書類

上記返納をしようとする者は、新設する運転免許証返納届（府令別記様式第17の３）を提出しなければならないものとした。この場合において、当該者は、免許証を提示し、かつマイナ免許証を提示して当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の５）。

(3)　特定免許情報の記録の申請の特例について

ア　特定免許情報の記録の申請の特例及び免許証不交付申出

免許を現に受けていない者が、免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際においても、特定免許情報の記録の申請をすることができることとした。この場合において、当該申請に併せて免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「免許証不交付申出」という。）をすることができ

ることとし、当該申出があったときは、特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該免許証が交付され、返納されたものとみなされることとした（法第95条の２第５項及び第６項）。

イ　申請書の記載方法

上記特定免許情報の記録の申請は、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の２）に代えて、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該申請を行う旨を記載して行うものとした。また、上記免許証不交付申出をするときは、当該申請書に、免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとした（府令第21条の６第１項及び第２項）。

(4)　免許証の携帯及び提示義務との関係について

法第95条第１項及び第２項の規定により、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯し、自動車等を運転している場合において、警察官から免許証の提示を求められたときは、当該免許証を提示しなければならないとされている。

この点、マイナ免許証には、これら法第95条の規定の適用については免許証とみなすこととした。また、この場合において、警察官は、免許証とみなされるマイナ免許証の提示を受けた場合は、当該提示をした者に対し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができることとし、当該求めを受けた者はこれに応じなければならないこととした（法第95条の２第７項及び第８項）。当該必要な措置としては、警察官が、端末にインストールされたアプリケーションを利用して、マイナ免許証から特定免許情報を読み取り、端末上に当該特定免許情報を表示することを想定している。

(5)　マイナンバーカードの効力との関係について

番号利用法第17条第10項及びこれに基づく命令の規定によるマイナンバーカードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないこととした（法第95条の２第９項及び府令第21条の７）。

(6)　免許情報記録の抹消について

ア　免許情報記録の抹消

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該マイナ免許証を住所地公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができることとした（法第95条の２第10項）。

イ　届出書及び提示書類

上記抹消を受けようとする者は、新設する免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の４）を提出しなければならないものとした。また、この場合において、当該者は、免許証を提示しなければならないこととした（府令第21条の８）。

(7)　免許証の交付について

ア　交付の申請

免許を現に受けている者のうち、当該免許についてマイナ免許証のみを有するものは、いつでも、住所地公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができることとした（法第95条の２第11項）。

イ　申請書及び提示書類

上記免許証の交付の申請は、新設する運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の５）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナ免許証を提示して、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の９第１項、第２項及び第３項）。

ウ　免許証の交付を受ける際に行う免許情報記録の抹消

上記免許証の交付を受ける際に、(6)に記載の免許情報記録の抹消を受けようとする者は、免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の４）の提出に代えて、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の５）に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の９第４項）。

２　マイナ免許証に関する規定等の整備

(1)　併記免許の付与、条件の付与又は変更、記載事項の変更及び免許の取消し時におけるマイナ免許証に係る手続について

ア　併記免許の付与時における手続

(ｱ)　併記免許の付与時におけるマイナ免許証の手続

a　マイナ免許証の特則

併記免許を与えるときは、その者のマイナ免許証に記録された免許情報記録をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換えることとした（法第95条の３）。

b　二枚持ち者の特則

免許証及びマイナ免許証を有する者（以下「二枚持ち者」という。）に対する併記免許の付与は、法第92条第２項に規定する併記免許に係る免許証の引換え交付を行うとともに、併記免許に係る免許情報記録の書換えを行うものとした（法第95条の４第１項）。

c　マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者に対する併記免許の付与は、併記免許に係る免許情報記録の書換えをもって、併記免許を与えたものとすることとした（法第95条の５第１項）。

(ｲ)　併記免許の付与時における保有状況変更

a　併記免許の付与時における保有状況変更の基本的な考え方

併記免許の付与時に、現に受けている免許に係る免許証及び当該免許

に係る特定免許情報が記録されたマイナ免許証のうち、いずれを保有しているかの状況の変更（以下「保有状況変更」という。）を行う場合は、免許の申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の２第６項）のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、当該者は必ず運転免許申請書（府令別記様式第12）を提出することとされている（法第89条第１項）ことに鑑みると、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて当該申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

b　手続前に免許証のみを有する場合

(a)　手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第１項）。

(b)　手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載しなければならないこととした（同条第２項）。

c　手続前にマイナ免許証のみを有する場合

(a)　手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第３項）。

(b)　手続後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

d　手続前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

(a)　手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第５項）。

(b)　手続後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないことと

した（府令第21条の10第６項）。

イ　条件の付与又は変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ｱ)　マイナ免許証の特則

公安委員会が、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者のマイナ免許証の区分部分に当該条件に係る事項を電磁的方法により記録しなければならないこととした（法第95条の３）。

(ｲ)　二枚持ち者の特則

二枚持ち者に対する条件の付与又は変更は、法第93条第２項の規定による当該条件に係る事項を免許証に記載するとともに、当該条件に係る事項を電磁的方法によりマイナ免許証の区分部分に記録することとした（法第95条の４第２項）。

ウ　記載事項の変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ｱ)　二枚持ち者の特則

二枚持ち者であって、住所又は氏名を変更したものは、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証を提示しなければならないこととした（府令第20条第３項）。

なお、

○　自治体への転入届を行った日から90日以上経過していない場合であって、かつ、転入先の自治体にマイナンバーカードの提出を行わなかったとき

○　転入先の自治体にマイナンバーカードの提出を行った際に、当該マイナンバーカードの追記欄に余白がない場合

は、必ずしもマイナンバーカードに変更後の住所が記載されているとは限らないため、このような住所地公安委員会が必要と認める場合には、マイナ免許証の提示に代えて住民票の写しの提示を認めることとした（(ｲ)、５イ(ｲ)及び５エ(ｱ)において同じ。）（同項）。

(ｲ)　マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者について、住所及び氏名といった免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした（法第95条の５第２項）。また、この場合において、住所又は氏名を変更した者は、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第20条第３項及び第21条の12第１号）。

エ　免許の取消し時等におけるマイナ免許証に係る手続

(ｱ)　免許証の返納等に係る規定の見直し

a　返納事由の追加

二枚持ち者が、免許情報記録の有効期間の更新のみを受けた場合、免

許証の有効期間の更新はなされない一方で、当該免許情報記録の有効期間の更新はなされるため、当該者に係る免許は失効しないところ、有効期間が満了した免許証の悪用を防止する観点から、免許証の有効期間が満了したとき、当該免許証を住所地公安委員会に返納しなければならないこととした（法第106条の３第１項第４号）。

b　免許の一部取消し時における免許証の交付に係る規定の見直し

申請による免許の一部取消し時に、申請者の申出により新たに下位の免許が与えられる場合に交付される免許証は、法第106条の３第２項の規定により、免許の一部を取り消された者が、当該取消し時に取り消された免許以外の免許を受けている場合に交付される免許証に包含される関係であることを明確化するため、法第106条の３第２項に規定する「免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合」に当該場合が含まれる旨を明示的に規定することとした（法第106条の３第２項）。

なお、このような場合の免許証の交付は、申請に基づく新たな免許の付与を伴うものであることから、当該免許の付与は、法第92条第１項の規定による免許証の交付によるものであることに変わりはない。

(a)　免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付を受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の２第６項）のほか、特定免許情報の記録の申請又は免許証の返納届のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて１つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b)　再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

①　取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の２）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の４の２第１項）。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした（同項）。

②　取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこと

とした（同条第２項）。

(c)　申請による取消しに係る保有状況変更

①　申出に基づく新たな免許の付与を伴わない場合の保有状況変更

㋐　取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の３の７）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の４の２第３項）。

㋑　取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

②　申出に基づく新たな免許の付与を伴う場合の保有状況変更

㋐　取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするとき（ｃ参照）は、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の３の７）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の４の２第３項）。

㋑　取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした（同条第５項）。

ｃ　特定免許情報の記録の申請の特例並びに免許証の交付及び返納に係るみなし規定の準用

申請により免許の一部取消し時に、申請者からの申出により新たに下位の免許が付与される場合に特定免許情報の記録を申請する場合（ｂ(c)②の場合）は、当該免許の取消しの申請時に併せて、新たな免許に係る特定免許情報の記録申請を行うことを可能とするために、このような場合の免許証の交付（法第106条の３第２項）について、法第95条の２第５項の規定による特定免許情報の申請の特例（１(3)）を準用することとした（法第106条の３第３項）。また、この場合において、新たに交付される免許証の交付を希望しない者に対して当該免許証の交付を不要とするために、法第95条の２第６項の規定による免許証の交付及び返納のみなし規定（１(3)）を準用することとした（法第106条の３第３項）。

ｄ　その他

免許の効力が停止されたときは、免許証を住所地公安委員会に提出しなければならないとされていたところ、マイナ免許証のみを有する者に免許証の提出を求めることはできないから、免許証の提出義務を課す対

象者を「免許証を有する者」に限定することとした（同条第４項）。

(ｲ)　免許情報記録の抹消等に係る規定の新設

a　抹消事由

免許証の返納事由及び提出事由に倣い、免許情報記録の抹消受けなければならない事由を以下のとおり規定することとした（法第106条の４第１項）。

○　免許が取り消されたとき（同項第１号）

○　免許が失効したとき（同号）

○　免許の効力が停止されたとき（同項第２号）

○　免許情報記録の有効期間が満了したとき（同項第３号）

b　免許の一部取消し時における免許情報記録の書換え

マイナ免許証を保有する者が免許の取消しを受けた後もなお他の種類の免許を受けている場合において、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示したときは、当該公安委員会は、マイナ免許証に係る免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとした（法第106条の４第２項）。

(a)　免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付の申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて１つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b)　再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

①　取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しによる免許情報記録の書換えを受ける際に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の５）を提出して行うこととした（府令第31条の４の３第１項）。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした（同項）。

②　取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければな

らないこととした（同条第２項）。

(c)　申請による取消しに係る保有状況変更

マイナ免許証のみを有する者が、免許の取消しを申請する際に、新たに下位の免許を受けたい旨の申出をした場合には、当該新たな免許に係る免許証の交付に代えて、当該マイナ免許証に係る免許情報記録の書換えをもって、当該免許を与えたものとすることとした（法第106条の６）。

①　取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許情報記録の書換えを受けると同時に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の３の７）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の４の３第３項）。

②　取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

(ｳ)　二枚持ち者の特則

a　免許の一部取消し時における免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換え

二枚持ち者について、再試験に係る取消し、若年運転者期間に係る取消し又は申請による取消しを行ったときは、その者が免許証を返納し、かつ、マイナ免許証を提示した場合に限り、免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換えを行うものとした（法第106条の５）。

b　免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更

(a)　免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証及びマイナ免許証を有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付又は免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許証の返納届又は免許情報記録の抹消届のいずれかの行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて１つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b)　取消し後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の抹消を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の３の７）に当該抹消を受ける旨を記載しなけれ

ばならないこととした（府令第31条の４の４第１項）。

(c)　取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の返納をするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の３の７）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の４の４第２項）。

(2)　マイナ免許証に係る免許証の記載事項変更について

ア　本籍等の変更届出義務に係る特則

特定免許情報には、本籍、住所、氏名及び生年月日が含まれていないため、マイナ免許証については、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証と異なりこれら変更に係る事項の記載及び記録を受ける必要がない。したがって、免許を現に受けている者のうちマイナ免許証のみを有するものについて、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、住所地公安委員会に対する届出のみを義務付けることとした（法第95条の５第２項）。

イ　本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等

(ｱ)　マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者の本籍等に変更が生じたときは、単に住所地公安委員会への届出のみが義務付けられるところ、マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いることにより、国家公安委員会に対し、本籍等の変更に係る情報の提供を受けるための措置が講じられている場合は、警察施設に実際に来所して当該届出を行わせる必要はないことから、そのような措置を講じている者については、当該届出をすることを要しない特例を規定することとした（法第95条の５第３項柱書）。

(ｲ)　本籍の変更に係る措置（本籍のオンライン変更）

国家公安委員会に対し、戸籍法第120条の３第３項の規定により国家公安委員会が戸籍電子証明書の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、本籍の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の５第３項第１号）。

内閣府令で定める措置は以下のとおりとした（ａ～ｃのすべての措置を講じる必要）（府令第21条の13）。

ａ　上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第１号）。

ｂ　上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第２号）。

c　措置を講じようとする者の戸籍電子証明書提供用識別符号をその者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第３号）。

(ｳ)　住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置（住所変更ワンストップサービス等）

a　住所変更ワンストップサービス等の概要

国家公安委員会に対し、公的個人認証法第18条第３項の規定により国家公安委員会が特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、住所、氏名及び生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の５第３項第２号）。

内閣府令で定める措置は以下のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意をしていることとした（府令第21条の14第１項）。

(a)　免許センター等から同意に関する情報を送信する場合

上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同項第１号）。

(b)　個人の電子計算機から同意に関する情報を送信する場合

①　措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の13第１号）。

②　上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第２号）。

③　上記個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を、措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の14第１項第２号）。

b　住所変更ワンストップサービス等の再開

a (b)の措置により国家公安委員会に送信された個人番号カード用署

名用電子証明書が効力を失った場合には、住所変更ワンストップサービス等は、当該電子証明書の効力を失った事由に応じてそれぞれ以下に定めるときから再開することとした（同条第２項）。

なお、再開されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、当該変更に係る運転免許証記載事項変更届（府令別記様式第16）の提出を要しないこととした（府令第21条の14第２項）。

(a)　公的個人認証法第15条第１項第１号から第４号までに掲げる規定により効力を失った場合

新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき（府令第21条の14第２項第１号）。

(b)　公的個人認証法第15条第１項第５号の規定により効力を失った場合（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき）

特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意の有効期間の満了前にａの方法により有効な個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき（府令第21条の14第２項第２号）。

ウ　公安委員会に対する通報

(ｱ)　国家公安委員会が本籍等の情報の提供を受けたとき

ａ　国家公安委員会が本籍、住所、氏名及び生年月日の情報の提供を受けた場合には、その内容を全国の公安委員会に対して通報することとし、通報事項は内閣府令で定めることとした（法第95条の５第４項第１号）。

ｂ　内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第１項）。

○　提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別（同項第１号）

○　免許情報記録の番号（同項第２号）

○　変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日（同項第３号）

○　提供を受けた年月日（同項第４号）

(ｲ)　住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置が開始され、又は終了したとき

ａ　住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置について、当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項を通報することとした（法第95条の５第４項第２号）。

ｂ　内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第２項）。

○　法第95条の５第３項第２号に規定する措置が開始され、又は終了した者の生年月日及び性別（府令第21条の15第２項第１号）

○　免許情報記録の番号（同項第２号）

○　法第95条の５第３項第２号に規定する措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日（府令第21条の15第２項第３号）

(3)　免許証等の有効期間について

ア　基本的な考え方

免許証と同様、免許情報記録についてもその有効期間を規定する必要があるところ、両者の有効期間について別々の条文を設けることは適当でないことから、これまで免許証の有効期間を規定していた旧法第92条の２を削り、免許証及び免許情報記録の有効期間に関する規定を法第95条の６として新設することとした。

イ　従来の有効期間の定め方と同様の定め方により有効期間を定める免許証等

免許証及び免許情報記録の有効期間の定め方については、従来の免許証の有効期間の定め方を踏襲することとし、

○　免許の付与又は免許証等の有効期間の更新に伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録

については、法第95条の６第１項に規定する満了日等を基準に有効期間を定めることとし、

○　免許の一部取消しに伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録

については、取り消される前に有していた免許証又は記録されていた免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第２項）。

なお、免許の一部取消しに伴い二枚持ち者に対して交付された免許証、又は書換えられた免許情報記録の有効期間は、当該免許証の有効期間が満了する日又は当該マイナ免許証に記録されていた免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日が経過するまでの期間とすることとした（同項第３号）。

ウ　新たな有効期間の定め方により有効期間を定める免許証等

(ｱ)　免許の付与又は免許証等の有効期間の更新を伴わない免許証の交付又は特定免許情報の記録

このような場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、既に有する免許証又は免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第２項）。

なお、現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していなかった者である場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とすることとした（同項第４号）。

(ｲ)　更新証明書（府令別記様式第19の４の２）の交付を受けた者に対する免許証の交付又は特定免許情報の記録

現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していない者は、その直近において有していたマイナ免許証を引き続き受けているものとみなして免許情報記録の更新を受けることができるところ、当該免許情報記録の更新は更新証明書（府令別記様式第19の４の２）の交付をもって行うこととされている（法第107条の規定により読み替えて適用する法第101条の４の２第３項）。

この点、当該更新証明書の交付を受けた者からの申請に基づき交付された免許証又は免許情報記録の有効期間は、満了日等を基準に定めることとした（法第95条の６第１項）。

(4)　免許証又はマイナ免許証の紛失等に伴う保有状況変更について

ア　免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合

(ｱ)　手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第３項）。

(ｲ)　マイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

イ　免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合

(ｱ)　手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第５項）。

(ｲ)　手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、免許証のみを紛失した場合において、当該紛失を機にマイナ免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第１）の提出を求めるとともに、同人の有するマイナ免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失した免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第２）の提出を求めるとともに、発見した免許証の確認を行うこととする。

ウ　免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場合

(ｱ)　手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場合であって、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の返納をするときは、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の２）に当該返納を行う旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の２第４項）。

(ｲ)　手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、マイナ免許証のみを紛失等した場合において、当該紛失等を機に免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第１）の提出を求めるとともに、同人の有する免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失等したマイナ免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第２）の提出を求めるとともに、発見したマイナ免許証の確認を行うこととする。

エ　免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合

(ｱ)　手続後に二枚持ち者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第３項）。

(ｲ)　手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納をする旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

オ　マイナ免許証のみを有していた者がマイナ免許証を紛失した場合

(ｱ)　手続後に免許証のみを有する者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であって、免許証の交付を受けようとするときは、新設する様式である運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の５）を提出しなければならないこととした（府令第21条の９第１項）。

(ｲ)　手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であって、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、新たに追加する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の２）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の２第５項）。

(5)　免許情報記録に係るマイナンバーカードの取扱いについて

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカード

の区分部分に特定免許情報を記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、又は抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第21条の16）。

3　免許情報記録の有効期間の更新に係る規定等の整備

(1)　免許証等の有効期間の更新に関する規定の見直しについて

ア　免許情報記録の更新の新設

(ｱ)　免許証等の更新

免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）を「免許証等の更新」と定義することとし、従来の免許証の更新に係る規定について、免許情報記録の有効期間の更新にも適用されるよう、所要の規定の見直しを行った（法第101条第１項）。

(ｲ)　申請書及び提示書類

ａ　申請書

免許証等の更新を受けようとする者は、従来の運転免許証更新申請書を改めた運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）を提出しなければならないこととした（法第101条第１項、府令第29条第１項）。

ｂ　提示書類

現に受けている免許についてマイナ免許証を有する者であって、免許証等の更新を受けようとするものは、当該マイナ免許証を提示し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（同条第２項）。

イ　二枚持ち者による免許証等の更新の申請

(ｱ)　更新の申請

二枚持ち者は、免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けることができることとした（法第101条第７項）。また、その双方を受けようとする者については、その双方を同時に申請しなければならないこととした（同項ただし書）。

(ｲ)　提示書類の特例

二枚持ち者であって、免許証等の更新を受けようとするものは、免許証の更新又はマイナ免許証の更新のいずれか一方を受ける場合であっても、当該免許証及びマイナ免許証の双方を提示しなければならない（マイナ免許証にあっては、提示に加えて当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない）こととした（府令第29条第10項）。

ウ　経由地公安委員会を経由した更新申請書の提出の見直し等

(ｱ)　経由申請をすることができる対象者の要件の見直し

更新申請書の提出を、経由地公安委員会を経由して行う免許証等の更新の申請（以下「経由申請」という。）の対象者を、従来の優良運転者から優良運転者又は一般運転者に拡大することとした（法第101条の２の２第１項）。

(ｲ)　経由申請の申請期間の見直し

これまで経由申請の申請期間は、免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに限られていたところ、経由地書換申出（(ｳ)）をする場合には、更新期間の末日まで経由申請を行うことができることとした（同条第２項）。

(ｳ)　免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けたい旨の申出等

ａ　経由地書換申出

免許情報記録の更新を受けようとする者は、経由申請に併せて、経由地書換申出をすることができることとした（同条第３項）。

なお、(ｲ)のとおり、経由地書換申出をする場合は、免許情報記録の有効期間の末日まで経由申請を行うことができることとした。

ｂ　当該申出の方法

当該申出は、経由地公安委員会を経由して住所地公安委員会に提出する運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に、更新された免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとした（府令第29条の２の２第３項）。

(2)　更新された免許証の交付等に関する規定の新設について

ア　更新された免許証の交付に関する規定の新設

免許証の有効期間を更新するときは、現に有する免許証と引き換えに更新された免許証を交付して行うこととした（法第101条の４の２第１項）。

イ　免許証の更新時における免許証の交付及び返納に関するみなし規定の新設

免許証の更新を受けようとする際に特定免許情報の記録を申請する者は、当該免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「更新時不交付申出」という。）をすることができることとし、この場合において、更新された特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該更新された免許証が交付され、返納されたものとみなすこととした（同条第２項）。

ウ　更新された免許情報記録の書換えに関する規定の新設

免許情報記録の有効期間を更新するときは、現に有するマイナ免許証に記録された免許情報記録を書き換えて行うこととした（同条第３項）。

エ　経由地公安委員会に対する免許証の返納に関する規定の新設

経由地公安委員会で更新された免許情報記録の書換えを受けた者は、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができることとした（同条第４項）。

オ　免許証等の更新に係る保有状況変更

(ｱ)　基本的な考え方

免許証等の更新時に保有状況変更を行う場合は、免許証等の更新の申請に加えて、更新時不交付申出のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うこととなるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて１つの申請書に記載させることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(ｲ)　免許証等の更新前に免許証のみを有する場合

a　免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、更新された免許証の引換え交付を受けると同時に、特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の２の３の２第１項）。

b　免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に更新時不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした（同条第２項）。

(ｳ)　免許証等の更新前にマイナ免許証のみを有する場合

a　免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、更新された免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の２の３の２第３項）。

b　免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第４項）。

(ｴ)　免許証等の更新前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

a　免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、更新された免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の２の３の２第５項）。

b　免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、更新された免許証の引換え交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の２の３の２第６項）。

４　免許証等の保管に関する規定の廃止等

(1)　免許証の保管措置に関する規定の廃止について

ア　免許の取消し又は効力の停止に係る免許証の保管措置

旧法第104条の３第３項、第４項後段及び第５項から第９項までを削り、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対する出頭命令の履行を担保するために免許証又は国際運転免許証の提出を求め、これと引換えに保管証を交付する制度（以下「保管制度」という。）を廃止することとした。

イ　自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における免許証の保管措置

警察官が、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に、当該者の免許証又は国際運転免許証を保管する旨を規定する旧法第109条についても、アと同様に関係規定を削り、保管制度を廃止することとした。

(2)　出頭命令に関する規定の見直しについて

ア　免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令（法第104条の３第２項関係）

保管制度の廃止に伴い、免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令（法第104条の３第２項）に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第123条の２第１号）。

なお、改正法の施行に伴い、府令で定める出頭命令通知書の様式に、免許情報記録に係る事項を記載することができるよう、所要の改正を行うこととした（府令別記様式第19の３の６）。

イ　自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における出頭命令（法第109条関係）

保管制度の廃止に伴い、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に当該者に対して出頭すべき旨を命ずるとともに、当該出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第109条及び第123条の２第１号）。

なお、当該出頭命令は、新設する出頭命令書（府令別記様式第23）を交付して行うものとした（府令第38条の６）。

５　運転経歴の記録に関する規定の整備

(1)　マイナ経歴証明書について

ア　運転経歴情報のマイナンバーカードへの記録

(ｱ)　記録の申請

運転経歴証明書の交付を申請することができる者は、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分にその者の運転に関する経歴に係る運転経歴情報を記録することを申請することができることとした（法第105条の２第３項）。

この場合において、運転経歴証明書の交付と同様に、当該公安委員会は、上記記録の申請をした日前５年以内に免許を取り消され、又は失効した者であって、現に受けている免許がないものに対して、運転経歴情報の記録

を行うものとすることとした（令第39条の２の６第２項）

(ｲ)　申請書及び提示書類

上記記録の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真の添付を求めることとした。また、当該申請をしようとする者については、マイナンバーカードの提示を求めることとした（府令第30条の８第１項、第２項及び第３項第３号）。

(ｳ)　運転経歴情報である事項（府令第30条の13）

運転経歴情報は、

○　運転経歴情報記録（マイナンバーカードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。）の番号（同条第１号）

○　運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の４第２項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類（府令第30条の13第２号）

○　運転経歴情報の記録年月日（同条第３号）

○　運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の４第２項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前５年間の自動車等の運転に関する経歴（府令第30条の13第４号）

○　運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項（同条第５号）

とした。

(ｴ)　運転経歴情報の記録

運転経歴情報の記録の申請を受けた公安委員会は、府令第21条の４第２項各号に掲げるいずれかの事情（特定免許情報を記録できない事情と同じ。１(1)オ(ｲ)を参照。）がある場合を除き、運転経歴情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的方法により記録する（法第105条の２第４項、府令第30条の14第１項）こととし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとすることとした（法第105条の２第４項、府令第30条の14第１項及び第２項）。

イ　マイナ経歴証明書のみを有する者に係る住所等の変更の届出

(ｱ)　住所、氏名又は生年月日の変更届出

マイナ経歴証明書のみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした（府令第30条の15第１項）。

(ｲ)　届出書及び提示書類

上記届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとすることとし、この場合において、当該届出をしようとする者は、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書（住所地公安委員会が

必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第30条の15第２項及び第30条の10第４項）。

(ｳ)　マイナ免許証保有時に措置を講じている場合

マイナ免許証のみを有していた際に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置（２(2)イ(ｳ) a (a)又は２(2)イ(ｳ) a (b)）を講じているものについては、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした（府令第30条の15第３項）。

(ｴ)　マイナ経歴証明書保有時以降に措置を講じる場合

マイナ経歴証明書保有時以降に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置と同様に、当該マイナンバーカードを用いて、当該マイナンバーカードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書によって確認される電子署名がなされた同意情報を提供した者については、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした（同条第５項）。

ウ　運転経歴情報の抹消

(ｱ)　抹消義務

マイナ経歴証明書を有する者が、免許を受けたときは、速やかに、当該マイナ経歴証明書を住所地公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならないこととした（府令第30条の16第１項本文）。ただし、当該マイナンバーカードを番号利用法第17条第８項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、当該返納義務を課さないこととした（府令第30条の16第１項ただし書）。

(ｲ)　抹消の届出

マイナ経歴証明書を有する者は、いつでも、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができることとした（府令第30条の16第２項）。

エ　その他

(ｱ)　運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者に対する住所等の変更の届出

運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者は、府令第30条の10第３項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第30条の10第４項）。

(ｲ)　運転経歴情報に係るマイナンバーカードの取扱い

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準

に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第30条の17）。

(2)　運転経歴証明書の返納について

運転経歴証明書を有する者が、運転経歴情報の記録を受けようとするときは、運転経歴証明書の不正利用防止の観点から公安委員会に運転経歴証明書を返納させる必要性が認められることから、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（府令第30条の12第２項）。また、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者についても、同様の趣旨で、いつでも、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（同条第３項）。

6　運転免許等に係る手数料に関する規定の整備

(1)　特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する手数料について

ア　手数料の種別

改正法において特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等の公安委員会における事務が新設されたことに伴い、運転免許等に関する手数料の種別を以下のとおり新設し、又は改めることとした（法第112条第１項）。

(ｱ)　免許証交付手数料

法第92条第１項の規定による免許証の交付に加え、法第95条の２第11項の規定による免許証の交付を受けようとする者からも免許証交付手数料を徴収することとした（法第112条第１項第３号）。

(ｲ)　特定免許情報記録手数料

特定免許情報の記録（法第95条の２第３項）又は免許情報記録の書換え（法第95条の３の規定により読み替えて適用する法第92条第２項又は第106条の４第２項）を受けようとする者であって、ウに該当しないものから特定免許情報記録手数料を徴収することとした（法第112条第１項第４号の２）。

(ｳ)　免許証等更新手数料

免許証の更新に加え、免許情報記録の更新（法第101条第１項又は第101条の２第１項）を受けようとする者からも免許証等更新手数料を徴収することとし、手数料の種別の名称を免許証更新手数料から免許証等更新手数料に改めることとした（法第112条第１項第５号）。

(ｴ)　経由手数料

免許証の更新に係る経由申請（法第101条の２の２第１項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出）に加え、免許情報記録の更新に係る経由申請をしようとする者からも経由手数料を徴収することとした（法第112条第１項第５号の２）。

イ　手数料の区分及び標準額

上記新設し、又は改めることとした手数料の種別について、その区分を以下のとおり新設し、又は改めることとし、それぞれの区分に応じた標準額を別表のとおり定めた（令第43条第１項）。

(ｱ)　免許証交付手数料については、以下の区分を新設することとした。

○　法第95条の２第11項の規定による免許証の交付を受ける場合

(ｲ)　特定免許情報記録手数料については､以下のとおり区分することとした。

a　特定免許情報の記録（法第95条の２第３項）

○　免許証不交付申出（法第95条の２第６項の規定による申出）をする場合

○　更新時不交付申出（法第101条の４の２第２項の規定による申出）をする場合

○　免許証不交付申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合

b　免許情報記録の書換え（法第95条の３の規定により読み替えて適用する法第92条第２項又は法第106条の４第２項）

(ｳ)　免許証等更新手数料については、以下のとおり区分することとした。

○　免許証の更新を受ける場合（同時に免許情報記録の更新を受ける場合を除く。）

○　免許情報記録の更新を受ける場合（同時に免許証の更新を受ける場合を除く。）

○　免許証及び免許情報記録の双方の更新を受ける場合

(ｴ)　経由手数料については、以下のとおり区分することとした。

○　経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行う場合

○　経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行わない場合

ウ　特定免許情報記録手数料を徴収しない対象

法において、免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に特定免許情報の記録の申請をした者その他の政令で定める者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととしており、政令で定める者として以下に掲げる者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（法第112条第１項第４号の２）。

(ｱ)　免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消後の特定免許情報の記録

免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消を受けた者であって、当該抹消を受けた後初めて特定免許情報の記録の申請をしたものからは、特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第４項第１号柱書）。

ただし、以下に該当する者にあっては、特定免許情報記録手数料を徴収しない対象から除くこととした。

○　免許の効力の停止の期間が満了し、又は免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は他の免許が与えられた者（同

号イ）

○　免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付（法第92条第１項又は第101条の４の２第１項の規定によるものに限る。）を受けようとする際に、特定免許情報の記録の申請をした者（令第43条第４項第１号ロ）

(ｲ)　免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え

免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え（法第106条の４第２項）を受ける者のうち、法第104条の４第３項の規定により新たに免許が与えられないものからは、当該書換えに係る特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第４項第２号）。

(2)　手数料の定期改定について

運転免許等に関する手数料の標準について、所要の見直しを行い、別表のとおり改めることとした。また、オンラインによる更新時講習（以下「オンライン講習」という。）の全国展開に伴い、更新時講習の標準を見直し、新たにオンライン講習に係る手数料の標準額を定めることとした（令第43条第１項）。

7　その他

(1)　国家公安委員会への報告（法第106条関係）

ア　報告しなければならない事由

特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する事務について、公安委員会が内閣府令で定める事項を国家公安委員会に対して報告しなければならない事由として、以下の場合を追加することとした（法第106条）。

○　特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の２第３項）

○　免許証の返納を受けたとき（同条第４項）

○　免許情報記録の抹消をしたとき（同条第10項）

○　免許証の交付をしたとき（同条第11項）

○　免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第６項又は第101条の２第４項）

○　運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の２第４項）

イ　特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の２第３項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　特定免許情報の記録を受けた者の生年月日及び性別

○　免許証等番号

○　特定免許情報の記録年月日

ウ　免許証の返納を受けたとき（法第95条の２第４項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　免許証を返納した者の生年月日及び性別

○　免許情報記録の番号
○　返納を受けた免許証に係る免許証番号
○　免許証の返納を受けた年月日

エ　免許情報記録の抹消をしたとき（法第95条の２第10項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　免許情報記録の抹消を受けた者の生年月日及び性別
○　免許証番号
○　抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号
○　免許情報記録の抹消年月日

オ　免許証の交付をしたとき（法第95条の２第11項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別
○　免許証等番号
○　免許証の交付年月日

カ　免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第６項又は第101条の２第４項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　免許証等の更新を受けた者の生年月日及び性別
○　免許証の交付年月日等及び免許証等番号
○　法第101条の２第４項の規定により免許証等の更新を受けた者にあっては、同条第３項の規定による適性検査を受けた日
○　府令第18条第１項第２号に該当する者にあっては、その旨

キ　運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の２第４項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の３表）。

○　運転経歴情報の記録を受けた者の生年月日及び性別
○　運転経歴情報の記録を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号
○　運転経歴情報の記録年月日

ク　その他

その他の事由について、改正法の施行に伴い、免許情報記録の番号等を報告事項に追加する所要の規定の整備を行った（府令第31条の３表）。

(2)　免許関係事務の委託（法第108条関係）

特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関して新設される公安委員会の事務のうち、以下に掲げる事務については、公安委員会がその全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができないものとすることとした

（令第40条の３）。

○　法第101条の２の２第５項に規定する経由地公安委員会からの通知に係る適性検査の結果の判定に係る事務

○　免許情報記録の更新の拒否（法第101条の３第２項又は第101条の４第４項）に係る事務

(3)　オンライン講習（法第108条の２関係）

ア　運転適性診断の検査方法

一般運転者に対する講習において、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査を行うこととされていたところ、オンライン講習の全国展開に伴い、当該検査を電子計算機その他の機器を使用して行うこともできることとした（府令第38条第11項第１号）。

イ　オンライン講習の実施に係る基準

適正手続の確保の観点から、オンライン講習を行う場合には、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他国家公安委員会規則で定める基準に従って行わなければならないこととした（府令第38条第11項第３号）。

なお、上記国家公安委員会規則で定める基準は、以下に掲げるとおりとした（講習規則第５条第３項）。

○　マイナポータルの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかを確認できるものであること（同項第１号）。

○　受講者の受講の状況を確認できるものであること（同項第２号）。

○　受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること（同項第３号）。

(4)　更新連絡書に関する経過措置（改正法附則第９条関係）

旧法第101条第３項に規定する書面（更新連絡書）の送付を受けた一般運転者に該当する者に対する経由申請に関する規定（法第101条の２の２第１項）の適用については、当該者は、法第101条第３項の規定により一般運転者に該当することとなる旨を記載した更新連絡書（法第101条の２の２第１項）の送付を受けた者とみなすこととした（改正令第５条）。

(5)　その他

その他所要の規定を整備することとした。

なお、上記(3)に記載の講習規則に関する規定の整備のほか、特定免許情報のマイナンバーカードの記録等に関する改正法の一部の施行に伴い、関係する国家公安委員会規則及び国家公安委員会告示について必要な規定を整備することとした（改正規則及び改正告示）。

第３　留意事項

１　運転免許等に関する手数料に係る条例の改正

運転免許等に関する手数料の徴収については、法で定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされていることから、当該条例の改正作業等を進め、改正法の施行日までに当該条例の整備を行うこと。また、今般の手数料の標準の見直しにおいては、新設された種別に係る標準が新たに設けられたほか、免許証交付手数料や講習手数料等の既存の種別においてもその区分や標準額が大きく見直されることとなることから、条例の改正に遺漏が生じないよう、改正令との突合や条例案の点検を徹底すること。

あわせて、免許証の更新手続一般について、自動受付機の導入等により更新手続の利便性が向上している旨を周知するなどし、更新手数料等の改定について理解を得るよう努めること。

2　マイナンバーカードと免許証の一体化等に関する改正内容の周知の徹底

マイナンバーカードと免許証の一体化やオンライン更新時講習に関して、各種免許関係手続における口頭説明、掲示物、配布物、ソーシャルメディア等の各種広報媒体を活用し、その制度概要や利点、また今後公開されるマイナ免許証読み取りアプリに関する広報啓発に努めること。

3　職員に対する教養等の徹底

改正法の施行により現状の免許証に係る各種手続に加え、マイナ免許証に係る各種手続が新たに発生することとなり、従来の免許関係事務と比較して、申請者の別に応じた徴収する手数料額の計算や申請受理後の業務フローの態様が多岐にわたることから、こうした免許関係事務を担当する職員が、マイナンバーカードと免許証の一体化等に関する事務を適切かつ迅速に行うことができるよう、これらの職員に対する教養を徹底すること。また、運転免許行政は全国約8,200万人の免許保有者に影響を及ぼしうるものであることを踏まえ、改正法の施行に併せてマイナンバーカードと免許証の一体化等に関する事務が円滑かつ適切に導入されるよう、これら事務の運用に必要な機器の整備や対応人員の確保等の準備を徹底すること。

（参考資料）

○　道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添１）

○　道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和６年政令第334号）の官報の写し（別添２）

○　道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第335号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添３）

○　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第97号）の官

報の写し（別添４）

○　道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和６年国家公安委員会規則第16号）の官報の写し（別添５）

○　交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和６年国家公安委員会告示第47号）の官報の写し（別添６）

別記様式第１号

免許保有状況変更申出書（紛失等時）

年　月　日

公安委員会殿

ふりがな																			
氏名																			
生年月日																	年　月　日		
紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無																	有　・　無		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの																	免許証　・　免許情報記録個人番号カード		
紛失等した理由																			
現に受けている免許	免許証等の有効期間の末日																		
	免許証等番号																第　号		
	免許年月日・種類	第一種免許	二小原														年　月　日	昭和	平成	令和
			免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二			
		第一種免許	その他														年　月　日	昭和	平成	令和
		第二種免許															年　月　日	昭和	平成	令和
	免許の条件																		

備考　1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
2　紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していたわけではない場合には「無」をそれぞれ〇で囲むこと。
3　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものを〇で囲むこと。
4　現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
5　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
6　免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を〇で囲むこと。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号

<table>
<tr><td colspan="16">免許保有状況変更申出書（発見時）
年　月　日
公安委員会殿</td></tr>
<tr><td colspan="3">ふりがな</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="3">生年月日</td><td colspan="13">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの</td><td colspan="13">免許証　・　免許情報記録個人番号カード</td></tr>
<tr><td rowspan="7">現に受けている免許</td><td colspan="2">免許証等の有効期間の末日</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許証等番号</td><td colspan="13">第　号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">免許年月日・種類</td><td>第一種免許</td><td>二小原</td><td colspan="10">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大二</td><td>中二</td><td>普二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td>第一種免許</td><td>その他</td><td colspan="10">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種免許</td><td colspan="10">年　月　日</td><td>昭和</td><td>平成</td><td>令和</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の条件</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
２　免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを○で囲むこと。
３　現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
４　現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
５　免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表

運転免許等に関する手数料の標準

1　令第43条第1項関係

（単位：円）

手数料の種別	区分	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	650 （2,950）	3,450 （3,650）	4,100 （6,600）	700 （3,500）	3,200 （3,400）	3,900 （6,900）	-200 （+300）
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 （法第97条の2第1項第1号及び第2号関係）	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	400	400	800	350	400	750	−50
	普通自動車免許に係る試験	650 （1,250）	1900 （2,100）	2,550 （3,350）	700 （1,300）	1,800 （2,000）	2,500 （3,300）	-50 （-50）
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 （法第97条の2第1項第1号及び第2号関係）	500	1,250	1,750	550	1,350	1,900	+150
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	400	400	800	350	400	750	−50
	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	650 （1,950）	1950 （2,100）	2,600 （4,050）	700 （2,300）	2,100 （2,250）	2,800 （4,550）	+200 （+500）
	指定自動車教習所卒業者 （法第97条の2第1項第2号関係）	500	1,250	1,750	550	1,300	1,850	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	400	400	800	350	400	750	−50
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,000	1,500	550	1,050	1,600	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	400	400	800	350	400	750	−50
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 （3,300）	4,150 （4,350）	4,800 （7,650）	700 （3,450）	3,800 （4,000）	4,500 （7,450）	−300 （−200）
	指定自動車教習所卒業者 （法第97条の2第1項第2号関係）	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	+50
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者 （法第97条の2第1項第3号及び第5号関係）	400	400	800	350	400	750	−50
	仮運転免許に係る試験	650 （1,950）	2,250 （2,400）	2,900 （4,350）	700 （2,300）	2,250 （2,400）	2,950 （4,700）	+50 （+350）
	指定自動車教習所修了者 （法第97条の2第1項第2号関係）	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	+100
	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 （法第97条の2第1項第4号関係）	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	+100

検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 （2,600）	3,600 （3,800）	3,900 （6,400）	350 （3,150）	3,600 （3,800）	3,950 （6,950）	+50 （+550）
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	300 （900）	3,450 （3,650）	3,750 （4,550）	350 （950）	3,500 （3,700）	3,850 （4,650）	+100 （+100）
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	600 （2,900）	1,300 （1,500）	1,900 （4,400）	650 （3,450）	1,400 （1,600）	2050 （5,050）	+150 （+650）
	普通自動車免許に係る再試験	600 （1,200）	1,150 （1,350）	1,750 （2,550）	650 （1,250）	1,300 （1,500）	1,950 （2,750）	+200 （+200）
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	600 （1,900）	1,050 （1,200）	1,650 （3,100）	650 （2,250）	1,150 （1,300）	1,800 （3,550）	+150 （+450）
	原動機付自転車免許に係る再試験	450	550	1,000	500	600	1,100	+100
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 （法第92条第１項の規定による免許証の交付）	1,150	900	2,050	1,500	850	2,350	+300
	特定試験免除者に対する交付	800	900	1,700	1,250	850	2,100	+400
	複数免許付与者に対する加算額 （法第９２条第１項後段関係）	0	200	200	0	200	200	+0
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 （法第95条の２第11項の規定による免許証の交付）				1,700	850	2,550	
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	750	1,100	−50
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	1,100	2,250	1,700	900	2,600	+350
	仮運転免許に係る免許証	400	750	1,150	350	700	1,050	−100
特定免許情報記録手数料	特定免許情報の記録 （法第９５条の２第３項関係）				600	900	1,500	
	免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合				0	100	100	
	法第９５条の２第６項の規定による申出をする場合 （新規１枚）				600	950	1,550	
	特定試験免除者に対する記録				400	950	1,350	
	複数免許付与者に対する加算額 （法第９２条第１項後段関係）				0	200	200	
	更新時不交付申出をする場合 （更新１枚）				300	500	800	
	免許情報記録の書換え				600	950	1,550	
	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換え				0	100	100	
	複数免許付与者に対する加算額 （法第９２条第１項後段関係）				0	200	200	
	免許証の更新（免許証及び免許情報記録の更新を除く。）	1,300	1,200	2,500	1,850	1,000	2,850	+350
	更新時不交付申出をする場合 （法第１０１条の４の２第２項関係）				700	600	1,300	
	経由申請をする場合 （法第１０１条の２の２第１項関係）	1,250	1,300	2,550	1,600	1,150	2,750	+200

免許証等更新手数料	免許情報記録の更新（免許証及び免許情報記録の更新を除く。）					1,000	1,100	2,100	
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき（法第１０１条の２の２第１項関係）				750	1,200	1,950	
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき（法第１０１条の２の２第３項関係）				200	800	1,000	
	免許証及び免許情報記録の更新					1,850	1,100	2,950	
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき（法第１０１条の２の２第１項関係）				1,600	1,250	2,850	
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき（法第１０１条の２の２第３項関係）				1,600	900	2,500	
経由手数料	経由地書換申出をしない場合 （法第１０１条の２の２第1項関係）		200	350	550	400	350	750	+200
	経由地書換申出をする場合 （法第１０１条の２の２第３項関係）					950	750	1,700	
認知機能検査手数料			400	650	1,050	400	650	1,050	+0
運転技能検査手数料			1,050	2,500	3,550	1,150	2,500	3,650	+100
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査		700 （2,000）	700 （850）	1,400 （2,850）	650 （2,250）	700 （850）	1,350 （3,100）	−50 （+250）
技能検定員資格者証交付手数料			200	950	1,150	200	950	1,150	+0
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		2,950	20,450	23,400	3,550	20,200	23,750	+350
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		1,100	18,400	19,500	1,100	18,700	19,800	+300
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		1,200	13,500	14,700	1,600	12,850	14,450	−250
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）		3,150	18,350	21,500	3,350	18,850	22,200	+700
教習指導員資格者証交付手数料			200	950	1,150	200	950	1,150	+0
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査		2,700	11,850	14,550	3,300	11,800	15,100	+550
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		1,000	10,850	11,850	1,000	11,000	12,000	+150
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		1,200	8,450	9,650	1,600	8,350	9,950	+300
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）		3,050	9,400	12,450	3,250	9,600	12,850	+400
国外運転免許証交付手数料			900	1,450	2,350	950	1,300	2,250	−100
	安全運転管理者等講習（法第１０８条の２第１項第１号関係）	※	450	300	750	550	300	850	+100
	取消処分者講習（法第１０８条の２第１項第２号関係）	※	1,050	1,300	2,350	1,100	1,300	2,400	+50
	停止処分者講習（法第１０８条の２第１項第３号関係）	※	700	1,250	1,950	700	1,250	1,950	+0

講習手数料	大型自動車等講習（法第108条の2第1項第4号関係）	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（普通自動車免許を受けている者）に係る講習 ※	2,450	2,000	4,450	2,650	2,000	4,650	+200
		準中型自動車免許（普通自動車免許を受けている者を除く。）に係る講習 ※	1,850	1,650	3,500	2,100	1,700	3,800	+300
		普通自動車免許に係る講習 ※	1,450	1,350	2,800	1,700	1,350	3,050	+250
	大型自動二輪車等講習（法第108条の2第1項第5号関係）	大型自動二輪車免許に係る講習 ※	2,800	1,350	4,150	2,950	1,350	4,300	+150
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	2,650	1,350	4,000	2,850	1,350	4,200	+200
	原付講習（法第108条の2第1項第6号関係） ※		500	1,000	1,500	750	1,000	1,750	+250
	旅客自動車講習（法第108条の2第1項第7号関係） ※		1,550	1,550	3,100	1,650	1,550	3,200	+100
	応急救護処置講習（法第108条の2第1項第8号関係） ※		1,000	400	1,400	1,450	400	1,850	+450
	指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号関係） ※		450	300	750	600	300	900	+150
	初心運転者講習（法第108条の2第1項第10号関係）	準中型自動車免許に係る講習 ※	600	1,550	2,150	700	1,600	2,300	+150
		普通自動車免許に係る講習 ※	500	1,550	2,050	550	1,600	2,150	+100
		大型自動二輪車免許に係る講習 ※	1,150	1,550	2,700	1,250	1,600	2,850	+150
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	1,000	1,550	2,550	1,100	1,600	2,700	+150
		原動機付自転車免許に係る講習 ※	850	1,600	2,450	950	1,600	2,550	+100
	更新時講習（法第108条の2第1項第11号関係）	優良運転者に対する講習（対面講習）	200	300	500	200	300	500	+0
		優良運転者に対する講習（オンライン講習）				200	0	200	
		一般運転者に対する講習（対面講習）	300	500	800	300	500	800	+0
		一般運転者に対する講習（オンライン講習）				200	0	200	
		違反運転者等であって、特定基準不該当者でないものに対する講習	600	750	1,350	600	800	1,400	+50
		違反運転者等であって、特定基準不該当者であるものに対する講習（対面講習）	300	500	800	300	500	800	+0
		違反運転者等であって、特定基準不該当者であるものに対する講習（オンライン講習）				200	0	200	
	高齢者講習（法第108条の2第1項第12号関係）	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	2,050	4,400	6,450	2,200	4,400	6,600	+150
		上記以外の者に対する講習	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	+50
	違反者講習（法第108条の2第1項第13号関係）	実車等指導を含む講習	4,800	7,700	12,500	5,150	7,750	12,900	+400
		実車等指導を含まない講習	3,550	5,500	9,050	3,800	5,550	9,350	+300
	若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号関係） ※		900	1,350	2,250	1,250	1,350	2,600	+350
	特定小型原動機付自転車運転者講習（法第108条の2第1項第15号関係） ※		550	1,450	2,000	600	1,500	2,100	+100

	自転車運転者講習 （法第１０８条の２第１項第１６号関係） ※	550	1,450	2,000	550	1,500	2,050	+50
通知手数料		850	50	900	950	50	1,000	+100

備考１　（　）内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

備考２　※印がある講習は、講習１時間当たりの金額を示している。

２　令第４３条第２項関係（技能検定員審査手数料から減ずる額）

（1）大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	−200
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	300	6,400	6,700	300	6,050	6,350	−350
3	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	2,350	2,350	0	2,600	2,600	+250
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,800	1,800	0	1,800	1,800	+0
7	１及び２のいずれをも免除される場合	2,750	10,300	13,050	3,350	9,750	13,100	+50
8	３及び４のいずれをも免除される場合	0	5,500	5,500	0	5,550	5,550	+50

（2）普通自動車免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	6,000	6,100	100	6,150	6,250	+150
3	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	−50
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,050	2,050	0	2,000	2,000	−50
7	１及び２のいずれをも免除される場合	900	9,650	10,550	850	9,950	10,800	+250
8	３及び４のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

（3）特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	−50
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	50	2,050	2,100	100	1,800	1,900	−200
3	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
4	自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	+0
5	技能検定の実施に関する知識	0	2,650	2,650	0	2,550	2,550	−100
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,400	2,400	−150
7	１及び２のいずれをも免除される場合	1,000	3,450	4,450	1,400	3,050	4,450	+0
8	３及び４のいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	+50

（4）大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	7,250	7,400	200	7,550	7,750	+350
3	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,750	3,750	+50
4	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
5	１及び２のいずれをも免除される者である場合	3,000	11,550	14,550	3,100	12,000	15,100	+550

３　令第４３条第３項関係（教習指導員審査手数料から減ずる額）

（1）大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	−200
2	技能教習に必要な教習の技能	50	1,350	1,400	50	1,350	1,400	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
4	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	+0
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,500	1,500	0	1,550	1,550	+50
7	１及び２のいずれをも免除される場合	2,550	5,250	7,800	3,100	5,100	8,200	+400
8	４及び５のいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,400	3,400	+50

（2）普通自動車免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	+100
2	技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
7	１及び２のいずれをも免除される場合	800	4,950	5,750	800	5,100	5,900	+150
8	４及び５のいずれをも免除される場合	0	2,850	2,850	0	2,850	2,850	+0

（3）特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	−50
2	技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,300	1,350	+0
3	学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
4	法第１０８条の２８第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
5	自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	+50
6	教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
7	１及び２のいずれをも免除される場合	1,000	2,700	3,700	1,350	2,550	3,900	+200
8	４及び５のいずれをも免除される場合	0	2,750	2,750	0	2,750	2,750	+0

（4）大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

	免除される審査細目	現行			改正案			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	+200
2	技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,050	2,100	+50
3	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	+50
4	１及び２のいずれをも免除される者である場合	2,850	6,300	9,150	3,000	6,500	9,500	+350